

違がなくなり、実地目、実面積で課税されるため公平になります。

(5) 分筆、合筆をしたが、まだ登記されていないものについては、この調査と同時に登記を済ませることが出来ます。

(6) 市の開発の基礎資料になります。

◎地籍調査の作業内容

- (1) 基準点測量(建設省国土地理院)
- (2) 一筆地調査(市役所、推進委員、土地所有者及び利害関係人)
- (3) 地籍図根測量(測量業者)
- (4) 地籍細部測量(測量業者)
- (5) 面積測定(測量業者)
- (6) 地籍図および地籍簿の作成(市役所)
- (7) 成果の閲覧

地籍図および地籍簿の作成が完了した場合はその旨を公告し、土地所有者に対し公告の日から二〇日間にわたる期間を設け、誤りがないかを確認していただきます。誤り等を発見した場合は公告期間内に申し出ていただきますと事実を調査し適正であれば修正します。

◎地籍調査の作業と手順

○一筆地調査

地籍調査は、まず一筆ごとの土地について所在、地番、地目と所有者を調査確認するとともに、そ

の土地の境界を所有者立会いのうえで確認し、それぞれの境界に杭を打ちます。

◎地籍測量

日本全国に設けられた一等から三等までの国家三角点と、地籍調査のために国によって特別に設ける四等三角点をもとにして、土地の境界を一筆ごとに精密に測量します。

◎地籍図、地籍簿

あらゆる土地の一筆ごとの境界を、近代的測量技術をもって正確に測量してできた地図を地籍図といい、一筆ごとの土地の所在、地番、地目、面積、所有者を調査確認した結果を記載した簿冊を地籍簿といいます。

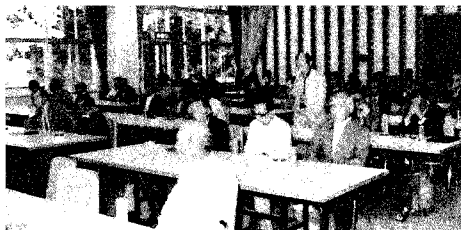
◎閲覧

この地籍図と地籍簿は、二〇日間一般の閲覧に供し、誤り等の申し出があれば再調査して正確なものとなります。

◎証明

閲覧後の地籍図簿は、県知事または主務大臣の認証をうけたものその写は登記所に送付されるとともに市にも保管され活用されます。この調査を都留市全域にわたって実施することは大変な仕事です。短期間にはとうていできる作業ではありません。それには地域関係者の協力が大きな要素になるので今後趣旨の普及および徹底をはかり、一筆調査事業の円滑な遂行をしていきたいと思いますので市民各位のご協力をお願いします。

今後の市政に反映される 市政懇談会



五月二十六日の禾生地区をはじめ、六地区にわかれて開催された昭和五十六年度市政懇談会は、六月三日の三吉、開地地区を最後に盛会のうちに終了しました。

市議会議員、自治会長、納税組合長、各種団体関係者に出席をいただき、市からは、市長、収入役教育長、各課長が出席しました。

高部市長から、市政の概要説明があったのち、出席者から、市政に対する意見、要望が出され、活発な意見交換が行なわれました。

身近な問題や建設的な意見が多く提起され、話し合いの結果、即座に解決された問題も多く、また自主防災組織や青少年の非行問題などでは、市民と行政との理解が大いに深まりました。

活発な討議の結果は、今後の市政運営に大きく反映されることとなります。

農業委員選挙

七月二十八日をもって任期満了となる都留市農業委員会委員の選挙が、七月十七日(金)、市内五か所(谷村、東桂、宝、禾生、盛里)の投票所で行なわれます。

選挙の要領はつぎのとおりです。

○選挙期日 七月十七日(金)

午前七時～午後六時(即日開票)

○選挙区 全市一区

○選挙期日等告示日 七月七日

○立候補届出受付期間 七月四日～五日まで二日間(毎日午前八時三〇分～午後五時)

○選挙すべき委員の数 十八人

○選挙権 都留市の区域内に住所を有する年齢満二〇歳以上の者で、十アール以上の農地を耕作している者、またはその者の同居の親族(または配偶者で年間六〇日以上耕作に従事している人などで、本年一月十日までに農業委員会へ提出された選挙人名簿記載申請書に基づき、三月三十一日確定の農業委員会選挙人名簿に登録されている人です。なおこの名簿に登録されている選挙人には「投票所入場券」を送付いたします。

暴力追放運動にご協力を

◇都留警察署からのお知らせ◇

最近取り沙汰されている、組織暴力団の市内進出に対処するため、都留署管内11の防犯団体と都留警察官友の会は、6月17日、都留警察署で、暴力追放大会を開きました。

席上、つぎの4項目からなる決議が大会宣言として採択され、地域ぐるみで本格的に、暴力排除運動に乗り出すこととなりました。

暴力の芽は、早いうちに摘んでしまうことが肝要です。市民の皆様、勇気をもってこの運動にご協力をお願いします。

決議

- 一 私達は暴力のい、明るく住みよい地域社会を確立するため、市民の力を結集して私達の平穏な生活を脅かす一切の暴力を追放するとともに、次のことを実践し暴力排除と宣言する。
 - 一 市民一人の暴力排除意識の高揚を図る。
 - 一 暴力団の行う行方等については一切便宜を許さない。
 - 一 暴力団の行う全ての資金活動には一切関係しない。
 - 一 暴力行為についてはどんな場合でも警察に通報し、捜査を促す。
- 右決議す。
- 昭和五十六年六月十七日
- 都留警察署管内各防犯団体
都留警察官友の会
都留市